

令和3年10月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(行コ)第7号 政務活動費返還請求控訴事件 (原審・金沢地方裁判所令和2年(行ウ)第4号)

口頭弁論終結日 令和3年9月6日

5 判 決

金沢市

控 訴 人

金沢市鞍月一丁目1番地

被 控 訴 人

石川県知事 谷 本 正 憲

10 同訴訟代理人弁護士

小 堀 秀 行

同

森 岡 真 一

同

竝 木 信 明

同指定代理人

田 中 幹 樹

同

宮 本 喜 隆

15 同

中 島 誠

同

北 村 都

同

島 崎 拓 也

主 文

1 本件控訴を棄却する。

20 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

1 原判決を取り消す。

25 2 被控訴人は、原判決別表「議員氏名」欄記載1ないし5の者に対し、それぞれ、対応する同表「違法支出額合計(円)」欄記載の金額及びこれに対する令和元年5月8日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払うよう請求せ

よ。

第2 事案の概要

1 本件は、石川県（以下、単に「県」ということがある。）の住民である控訴人が、石川県議会の議員である原判決別表「議員氏名」欄記載の各議員（以下「本件各議員」という。）が平成30年度に県から交付を受けた政務活動費を支出した5 ことについて、対応する同表「違法支出額合計（円）」欄記載の金額の支出は違法であり、本件各議員は県に対して上記金額に相当する金員をそれぞれ不当利得として返還すべきであるにもかかわらず、県の執行機関である被控訴人がその返還請求を怠っていると主張して、地方自治法242条の2第1項4号に10 基づき、被控訴人に対し、本件各議員に対して上記不当利得の返還及びこれに対する平成30年度の政務活動費に係る収支報告書の提出期限の翌日である令和元年5月8日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法（以下、単に「民法」という。）所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を請求するよう求める事案である。

15 原審が控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人がこれを不服として控訴した。

2 関係法令等の定め、前提事実、争点及び争点に関する当事者の主張は、後記3において当審における控訴人の主張を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄第2の2ないし5に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の主張

20 (1) 原審は、稲村議員と「I」との雇用契約の内容、下沢議員と「H」との雇用契約の内容及び向出議員と「M」との雇用契約の内容が上記「L」、上記「H」及び上記「M」の従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠はないと判断したが、誤っている。政党の支部25 の活動等の経費に政務活動費を充当することは許されないところ、上記「I」、上記「H」及び上記「M」は、それぞれ稲村議員、下沢議員及び向出議員が代表

を務める政党の支部や上記各議員の政治団体などの事務担当者などを務めていたから、上記I、上記H及び上記Nへの給与額の一部に政務活動費を充当することは違法である。

- 5 (2) 原審は、田中議員が政務活動費を充当した広聴広報費が条例所定経費に該当しないことを認めなかったが、誤っている。田中議員の政治団体は機関誌紙の発行経費を支出していないから、「会報たかひと」は後援会活動等の側面を有すると認めるべきであり、発行経費の2分の1を超えて政務活動費を充当することは違法であると解すべきである。

第3 当裁判所の判断

- 10 1 当裁判所も、原審と同様に、控訴人の請求はいずれも理由がないと判断する。その理由は、後記2において当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほかは、原判決「事実及び理由」欄の第3の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

- 15 (1) 控訴人は、原審が、稲村議員、下沢議員及び向出議員と同議員らの被用者らとの雇用契約の内容が上記被用者らの従事する業務の実態等を反映しない虚偽のものであることをうかがわせる証拠はないと判断したことが誤りであるとし、上記被用者らは、それぞれ上記各議員が代表を務める政党の支部や上記各議員の政治団体などの事務担当者などを務めていたから、上記被
20 用者らの給与額の一部に政務活動費を充当することは違法である旨主張する。

しかし、原判決を引用して説示したとおり、上記被用者らが雇用契約に基づき従事する業務のうち、上記各議員の政務活動に関連性を有しない活動の割合が2分の1を上回ることを認めるに足りる証拠はなく、このことは、控
25 訴人が当審で提出する証拠（甲19～34）を踏まえて検討しても変わらないから、控訴人の上記主張は判断を左右しない。

(2) 控訴人は、原審が、田中議員が政務活動費を充当した広聴広報費が条例所定経費に該当しないことを認めなかったことが誤りであるとし、田中議員の政治団体は機関誌紙の発行経費を支出していないから、「会報たかひと」は後援会活動等の側面を有すると認めるべきであり、発行経費の2分の1を超えて政務活動費を充当することは違法であると解すべきである旨主張する。

しかし、議員の広報活動が議員自身の宣伝としての効果を有するとしても、それが付随的・副次的なものにとどまる限り、当該広報活動の全部が議員としての活動との間の合理的関連性を有するものといえることは、原判決を引用して説示したとおりであり、この理は、議員の広報活動が政治組織の宣伝としての効果を有し得るときにも当てはまる。そして、控訴人の上記主張を踏まえても、「会報たかひと」の発行における田中議員ないしはその所属する政治組織の政治活動としての側面が付随的・副次的なものを超えたものであると認めることはできない。

したがって、控訴人の上記主張は採用することができない。

(3) 控訴人は、その他にも種々主張するが、いずれも当裁判所の判断を左右するものではない。

3 以上によると、控訴人の請求はいずれも理由がないから棄却すべきところ、これと同旨の原判決は相当であるから、本件控訴は理由がない。

よって、これを棄却することとして、主文のとおり判決する。

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判長裁判官 蓮 井 俊 治

裁判官 橋 本 修

5

裁判官 平 野 剛 史

これは正本である。

令和3年10月20日

名古屋高等裁判所金沢支部第1部

裁判所書記官 久保 富 朗

